

千葉県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令

昭和47年4月1日  
本部訓令第5号

〔沿革〕	昭和48年9月本部訓令第17号 昭和53年2月本部訓令第1号 昭和57年4月本部訓令第15号 昭和61年5月本部訓令第8号 平成3年6月本部訓令第9号 平成7年4月本部訓令第23号 平成11年3月本部訓令第10号 平成25年3月本部訓令第4号 平成30年5月本部訓令第12号	昭和50年2月本部訓令第4号 昭和55年10月本部訓令第11号 昭和59年5月本部訓令第8号 昭和63年4月本部訓令第1号 平成3年6月本部訓令第10号 平成9年12月本部訓令第13号 平成16年4月本部訓令第9号 平成27年3月本部訓令第7号
------	---	---

千葉県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察高速道路交通警察隊の運用に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 運営（第4条—第6条）
- 第3章 服務（第7条・第8条）
- 第4章 勤務（第9条—第13条）
- 第5章 指揮監督（第14条—第16条）
- 第6章 事件事故の処理（第17条—第21条）
- 第7章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、千葉県警察高速道路交通警察隊（以下「隊」という。）の効率的な運用を図るため、隊の編成、任務及び活動、基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（隊の編成、所在地及び活動区域）

第2条 隊の編成、所在地及び活動区域は次表のとおりとする。

編成	所在地	活動区域
高速道路交通警察隊 本隊	千葉市	1 県道高速湾岸線（首都高速湾岸線）のうち都県境から市川市高谷地先起点までの区間 2 東関東自動車道水戸線のうち市川市高谷地先起点から千葉市稲毛区長沼原町地先までの区間 3 東京外環自動車道のうち高谷ジャンクション
高速道路交通警察隊 市川分駐隊	市川市	1 京葉道路のうち都県境から千葉西料金所までの区間 2 東京外環自動車道のうち都県境から市川市高谷地先までの区間
高速道路交通警察隊 成田分駐隊	成田市	1 東関東自動車道水戸線のうち千葉市稲毛区長沼原町地先から潮来インターチェンジまでの区間 2 成田国際空港線（新空港自動車道） 3 首都圏中央連絡自動車道のうち大栄ジャンクションから茨城県境までの区間
高速道路交通警察隊	市原市	1 京葉道路のうち千葉西料金所から千葉市中央区浜野町地先終点までの区間

市原分駐隊		2 東関東自動車道千葉富津線（館山自動車道）のうち千葉市中央区浜野町始点から木更津市笹子地先までの区間
高速道路交通警察隊 木更津分駐隊	木更津市	1 東関東自動車道千葉富津線（館山自動車道）のうち木更津市笹子地先から富津竹岡インターチェンジまでの区間 2 東京湾横断・木更津東金道路（東京湾アクアライン・東京湾アクアライン連絡道） 3 富津館山道路 4 首都圏中央連絡自動車道のうち木更津ジャンクションから木更津市茅野地先までの区間
高速道路交通警察隊 茂原分駐隊	茂原市	1 首都圏中央連絡自動車道のうち木更津市茅野地先から松尾横芝インターチェンジまでの区間 2 千葉東金道路及び銚子連絡道路

（任務）

第3条 隊は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 活動区域内における交通の指導および取締りに関すること。
- (2) 活動区域内における交通事故、事件の捜査および処理に関すること。
- (3) 活動区域内における交通規制に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、活動区域内における交通警察に関すること。

2 隊においては、前項に掲げるもののほか活動区域内における犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務を処理するものとする。

#### 第2章 運営

（勤務計画）

第4条 隊長は、隊の効率的な運用を図るため、毎月25日までに翌月分の勤務計画（様式第1号）を策定し、隊員に示さなければならない。

（幹部会議）

第5条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催して次の事項を検討し、隊の業務改善、能率の向上を図るものとする。

- (1) 毎月の勤務計画の策定および業務結果の検討に関すること。
- (2) 各種事務の連絡調整に関すること。
- (3) 隊員の指導監督に関すること。
- (4) その他隊運営上必要な事項に関すること。

（派遣）

第6条 交通部長以外の部長および所属長は警衛、警護、警備実施または緊急連絡等のため、隊員の派遣を必要とするときは、隊長を経て交通部長に隊員の派遣方を要請するものとする。

2 前項の派遣要請は、原則として派遣を必要とする前日までに派遣の日時、場所、人員、車両数および理由を文書（様式第3号）または電話により行なうものとする。ただし、急速を要する場合はこの限りでない。

3 派遣を命ぜられた隊員は、出動要請をした部長または所属長の指揮のもとに、当該任務の遂行にあたるものとする。

#### 第3章 服務

（隊員の一般的心得）

第7条 隊員は、任務の遂行にあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 車両の運転にあたっては細心の注意を払い、交通事故および受傷事故の防止に最善をつくすこと。
- (2) 言語、態度に注意し、関係者の理解と協力を得るように努めること。
- (3) 交通事故、事件の現場捜査にあたっては受傷事故、誘発事故の防止に最善の措置を講じ、その真相の究明にあたらなければならない。

(4) 装備資器材は、常に点検整備して、その取扱いに習熟し、最高度の活用を図るようにすること。

(勤務変更)

第8条 隊員は、特殊事情等の発生により、指定された勤務と異なる勤務をする必要があると認められた場合は、すみやかに上司に報告して、指導を受けること。ただし、緊急を要し、指揮を受けるいとまがないときは直ちに所要の措置をとり、事後すみやかに報告すること。

#### 第4章 勤務

(勤務の種別)

第9条 隊員の勤務種別は、通常勤務、通信勤務および特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。

(1) 活動区域を機動警らして行なう交通の指導および取締り。

(2) インターチェンジおよび料金所その他必要な場所において、車両の検問を実施して行なう交通の指導および取締り。

(3) 活動区域に発生した交通事故、事件の捜査および処理

3 通信勤務とは、非常電話の受理、無線通信の送受信、その他通信に関連する任務に従事することをいう。

4 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備、その他特別の勤務に従事することをいう。

(緊急活動)

第10条 隊員は、千葉県警察緊急配備に関する訓令（平成8年本部訓令第2号）に基づく緊急配備の発令を受理したときは、勤務計画にとらわれることなく、ただちに所要の活動をしなければならない。

(勤務時間等)

第11条 隊員の勤務時間等は、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年本部訓令第23号）に定めるところによる。

(勤務例)

第12条 隊長は、前条の勤務時間に基づき、活動区域内の実情に即応した勤務例を作成しなければならない。

(勤務日誌)

第13条 隊員は、毎日の勤務終了後、勤務日誌（様式第2号）により、勤務中に取扱った事案、担当車両の使用状況等を隊長に報告しなければならない。ただし、次の各号については、ただちに報告しなければならない。

(1) 特殊事案を検挙し、または取扱ったとき。

(2) インターチェンジの閉鎖を必要とする事案が発生したとき。

(3) その他交通警察上重要と認められる事項があつたとき。

#### 第5章 指揮監督

(指導監督の重点)

第14条 隊長以下各級幹部は、常に隊員を適切に指導監督して厳正な規律の保持、適正な執行務の確保、車両の適切な管理および事故防止に最善の努力を払わなければならない。

(教養および点検)

第15条 隊長は毎月1回以上隊員を招集して執行務に必要な教養、通常点検および車両点検を行わなければならない。

(出動前の点検等)

第16条 隊長は（隊長不在時には隊長があらかじめ指名した者）毎朝出動前に所属隊員に対する車両点検を実施するとともに勤務重点等必要な指示を行ないその徹底を図らなければならない。

#### 第6章 事件事故の処理

(交通違反の取扱い)

第17条 隊員は、交通法令違反事実を現認したときは、交通違反指導取締要綱（平成3年本部訓令第3号）その他の交通法令違反事件処理に関する定めにより、迅速適正に処理しなければならない。

(交通事故事件の処理)

第18条 隊員は、活動区域内において発生した交通事故事件については、交通事故事件捜査処理要綱

(昭和56年本部訓令第8号)に基づき隊長の指揮を受けて捜査をするものとする。

2 隊長は、前項により捜査をした交通事故事件を法令の定めるところにより、すみやかに書類および証拠物とともに検察官に送致しなければならない。

(一般刑事事件の処理)

第19条 隊員は勤務中取扱った一般刑事事件(交通関係事故、事件を除く。)については、初期的措置を終えたのち、すみやかに当該事件を管轄する警察署に引継ぐものとする。

第20条 隊に隊旗をおく。

2 隊旗の制式は別表のとおりとする。

第21条 隊員は隊員章を着装して勤務するものとする。

第7章 雑則

(実施細目の制定)

第22条 この訓令の実施について必要な事項は、隊長が定めるものとする。

以下別記様式省略